茅ヶ崎市事前復興まちづくり指針（素案）

－ ダイジェスト版 －

詳細はこちら▶

1 指針策定の背景と目的（本編 P2～5）

●指針策定の背景

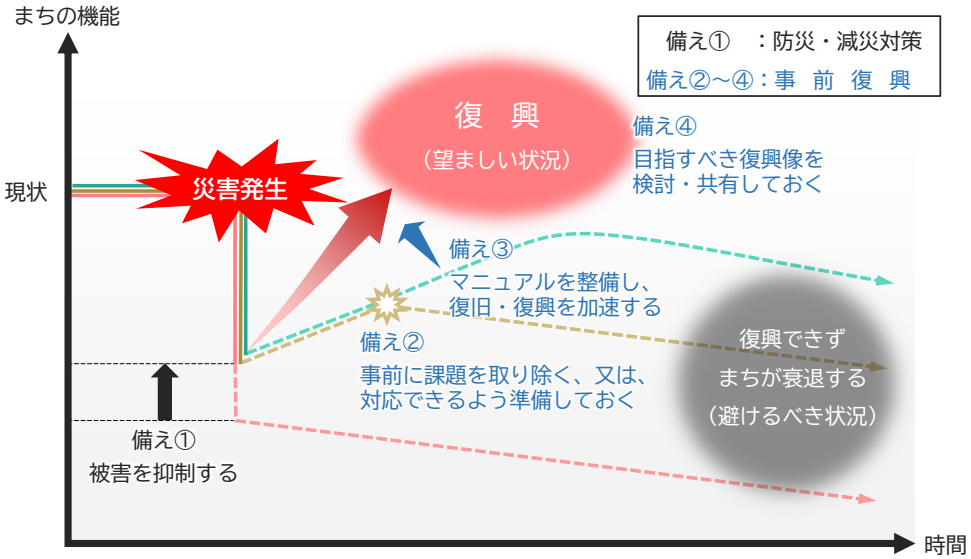
近年、日本全国で震災が発生し、多くの被災自治体が長期にわたる復興に取り組んでいます。また、国においても、自治体向けのガイドラインの策定や法改正など、平時から復興を見据えた取組を推進しています。本市の市街地は、災害に対する脆弱性を抱えており、大規模災害時には被害の拡大が懸念され、そのような事態となった場合には、単なる「復旧」ではなく、将来を見据えた「復興まちづくり」が必要となります。そのため、平時から、復興を通じて解決すべき地域の課題や、実現したいまちの姿についてあらかじめ検討し、住民や事業者等と共有しておくことが重要です。

このような考え方に基づき、本市における「復興まちづくり」の基本的な考え方を示す「茅ヶ崎市事前復興まちづくり指針（以下、「本指針」という。）」を策定するものです。

●「事前復興」とは

「事前復興」とは、被災前から復興を視野に入れた事前の備えをしておくことです。

「防災・減災対策（備え①）」に加え、被災する前の平時の段階から、「事前復興（備え②～④）」の取組を進めておくことで、望ましい復興を実現することを目指すものです。

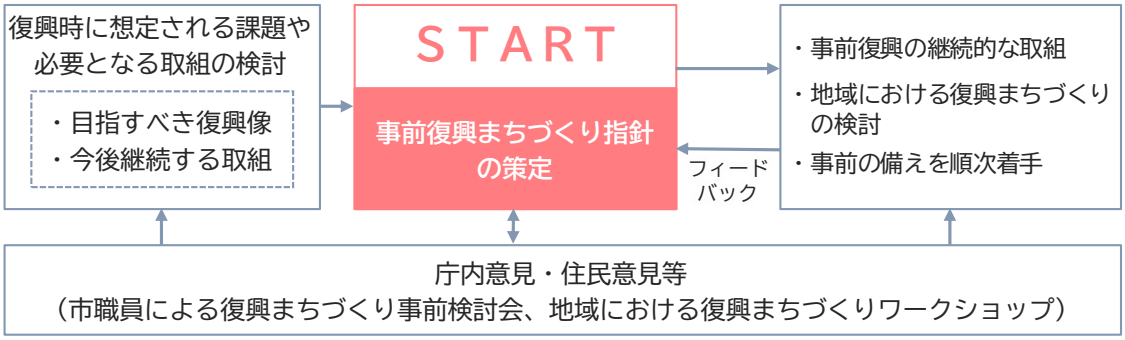


【事前復興に取り組んだ場合の復興のイメージ】

●指針の目的

災害時の被災状況は不確実性が高く、様々な要因により必ずしも想定通りの被害になるとは限りません。そのため、現時点で想定される被害状況に対して復興まちづくりの方向性や事業内容を固めてしまうのではなく、事前復興の取組を継続的に進めていくことが重要です。

このため、本指針は、指針の検討過程で明らかになった災害への備えを行政・住民が一体となって取り組むための第一歩とすることを目的としています。



(2026.11)

2 指針の役割と位置づけ（本編 P6～7）

●指針の役割

① 復興時の課題を把握することができる

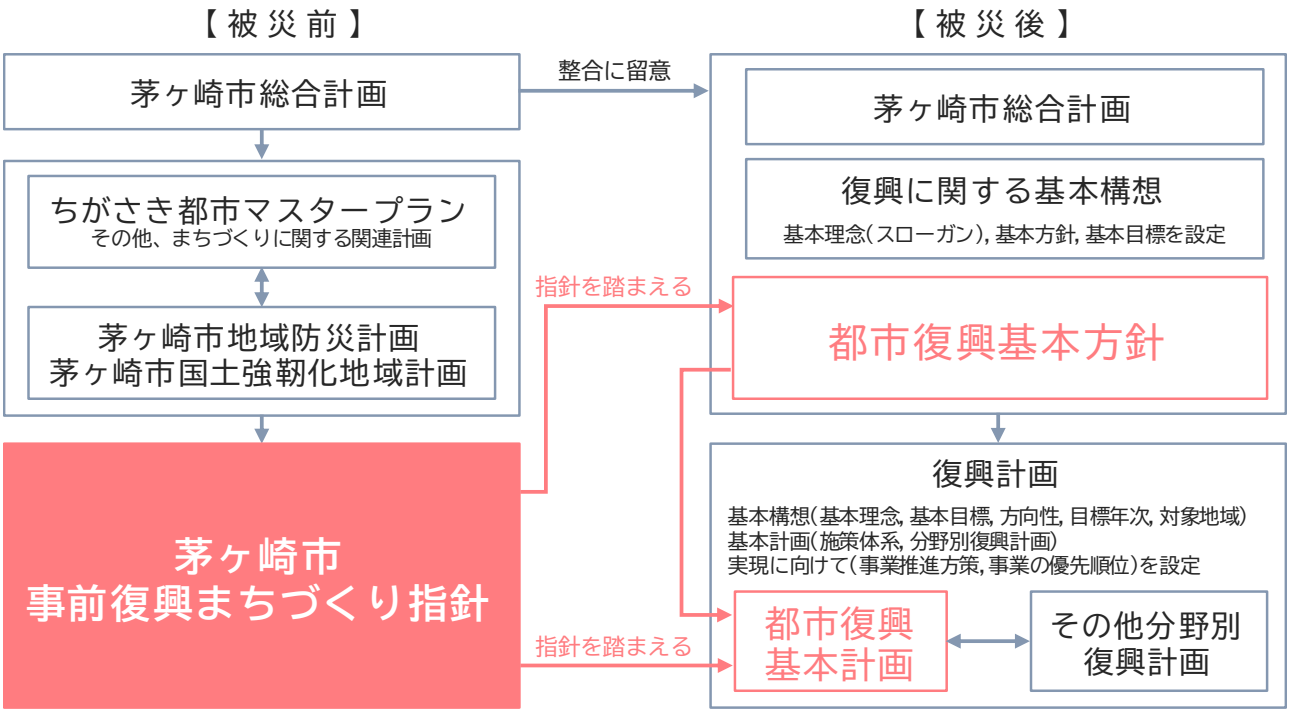
② 本市が目指すべき復興の方向性を見失わないようにすることができる

③ 復興事業の実施判断や住民との合意形成を迅速に進めることができる

④ 都市復興基本方針・都市復興基本計画の早期策定・公表につなげることができる

●指針の位置づけ

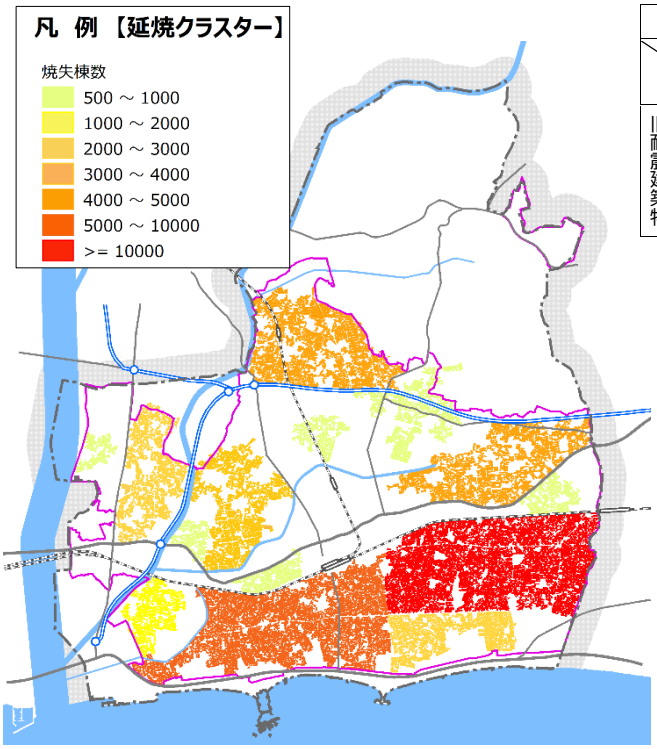
本指針は、本市のすべての計画の基本となる「茅ヶ崎市総合計画」、本市が進める都市づくりの基本的な方針を示す「ちがさき都市マスタープラン」を上位計画とし、防災・減災や各種まちづくりに関する関連計画とも整合・連携を図りながら策定します。



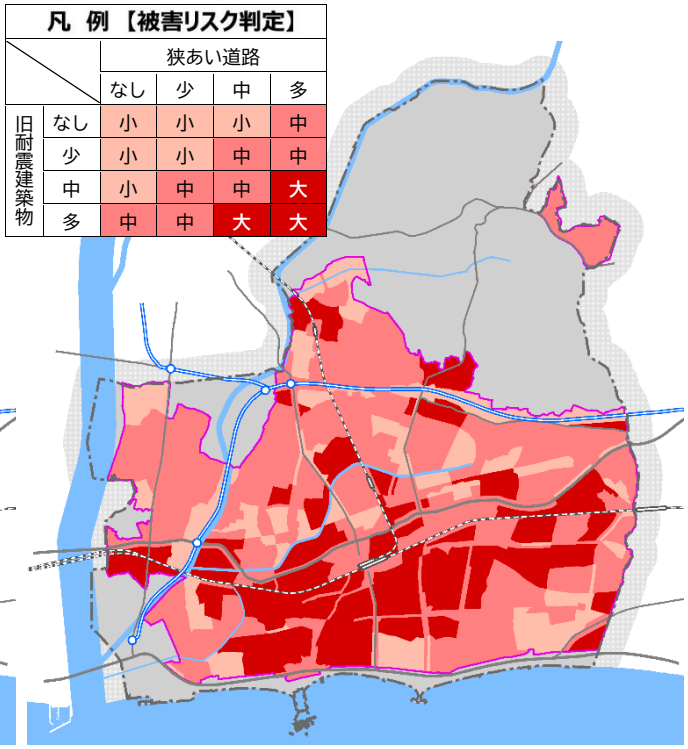
3 復興まちづくりに向けた現状分析と基本的考え方（本編 P9～44）

●市街地特性と被害リスク

本市は、戦災復興を経験することなく市街地が形成されたため、道路、公園等の都市基盤の整備が不十分なまま、土地利用が進みました。このため、本市の特徴的な被災リスクとして、延焼火災の危険性が高い大規模な「延焼クラスター」が広く分布しています。また、市街化区域においては、昭和56(1981)年以前の旧耐震基準により建てられた耐震性の低い建物や狭あい道路が多く、災害時に被害リスクが高い地域が存在しており、このような地域で、復興まちづくりを行うような事態になった場合は、地域の安全性を高める取組を検討する必要があります。



【延焼クラスター】



【旧耐震建築物と狭あい道路によるリスク判定】

●本市の復興まちづくりにおいて想定される課題

本市の市街地特性から、大規模地震時には、以下の課題が想定されます。これらの課題を共有し、短期間での解消は難しくても、継続的に取組、段階的な解消を目指します。

初動期、応急期の課題
・建物密度が高く、狭あい道路等の細街路が多いことから、被害の拡大と避難・消防活動等が遅れる ・職員自らが被災し災害対応人員が不足することで被害状況把握が遅れる
復旧期の課題
・土地利用が進み、オープンスペースが少なく、応急仮設住宅建設用地、災害廃棄物の仮置き場など、災害対応に必要となる空間が不足する ・大きく被災した建物と、軽微な被災に留まった建物が混在し、復興事業に対する合意形成が難航する ・都市基盤整備が不足し、抜本的改善を必要とする地区が多く、地区の選定に難航する ・土地利用が進み、道路等の新たな基盤整備を行う場合には、用地買収等が必要となり、住民の合意形成が進まない場合、基盤整備が困難になる ・基盤整備を行わないまま、自立再建を優先した場合、新たな災害リスクが再生産されるおそれがある
復興期の課題
・上記までに示した課題により、復興に向けた各段階に遅れが生じ、結果的に復興完了に遅れが生じる ・復興完了の遅れにより、市外での仮住まいが長期間となることにより、人口流出を招く ・茅ヶ崎らしい暮らしが失われ、都市の魅力が低下し、さらなる人口流出を招く

●本市の復興まちづくりにおいて掲げる目標

本市が、大規模な災害により甚大な被害を受け復興を行う場合、市は、復興に関する「基本構想」、「都市復興基本計画」を策定します。この「基本構想」、「都市復興基本計画」は、「茅ヶ崎市総合計画」、「ちがさき都市マスタープラン」で目指している将来都市像を踏まえて策定することになります。

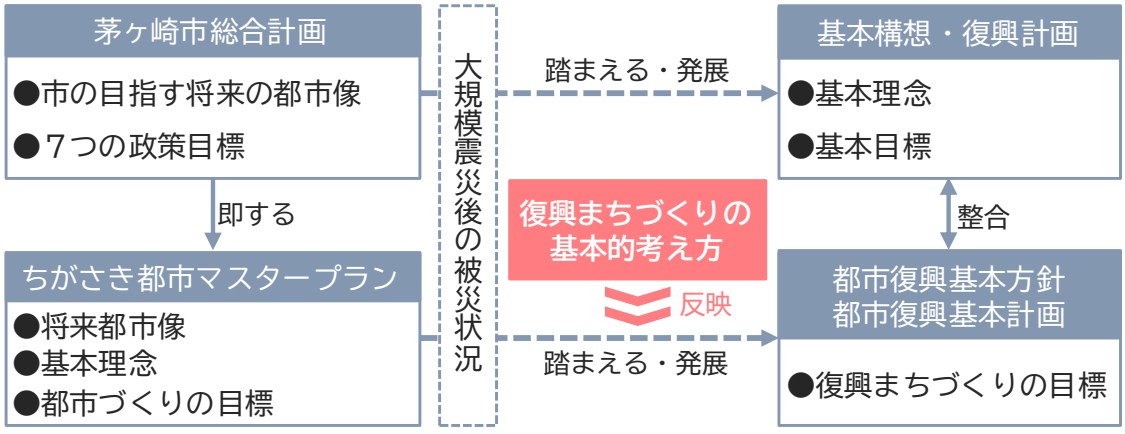
また、復興まちづくりにおいては、早期の生活再建のみならず、これまで本市がまちづくりで抱えていた課題の解決、さらには、時代を先取りした都市への転換や、これまで本市が培ってきた「茅ヶ崎らしさ」を維持するとともに、新たな価値や魅力を創出するという観点も重要となります。

そのため、「復興まちづくりの目標」については、現時点で定めるのではなく、指針策定時において把握した市民意向等を踏まえ、以下の「復興まちづくりの基本的考え方」を整理しておくこととし、被災後に定める「復興まちづくりの目標」は、この考え方を踏まえながら、その時点における各種計画や社会経済情勢、住民の意向・アイデア等を反映しながら定めるものとします。

復興まちづくりの基本的考え方

- 被災者の早期再建支援というスピード感を持つつ、将来を担う住民の生活や活動を見据えた長期的展望を持つ
- 単純に元の状態に戻すのではなく、これまで抱えていた課題を解決し、将来のビジョンを実現することを目指す
- 将来の人口減少等を見据え、コンパクトなまちづくりをはじめとする時代を先取りしたまちへの転換を図る
- 被災によって損なわれた「茅ヶ崎らしさ」を取り戻すとともに、住民・事業者と一体となって新たな価値や魅力を創出する

【復興まちづくりの基本的考え方】



【復興まちづくりの基本的考え方と各種計画の関係】

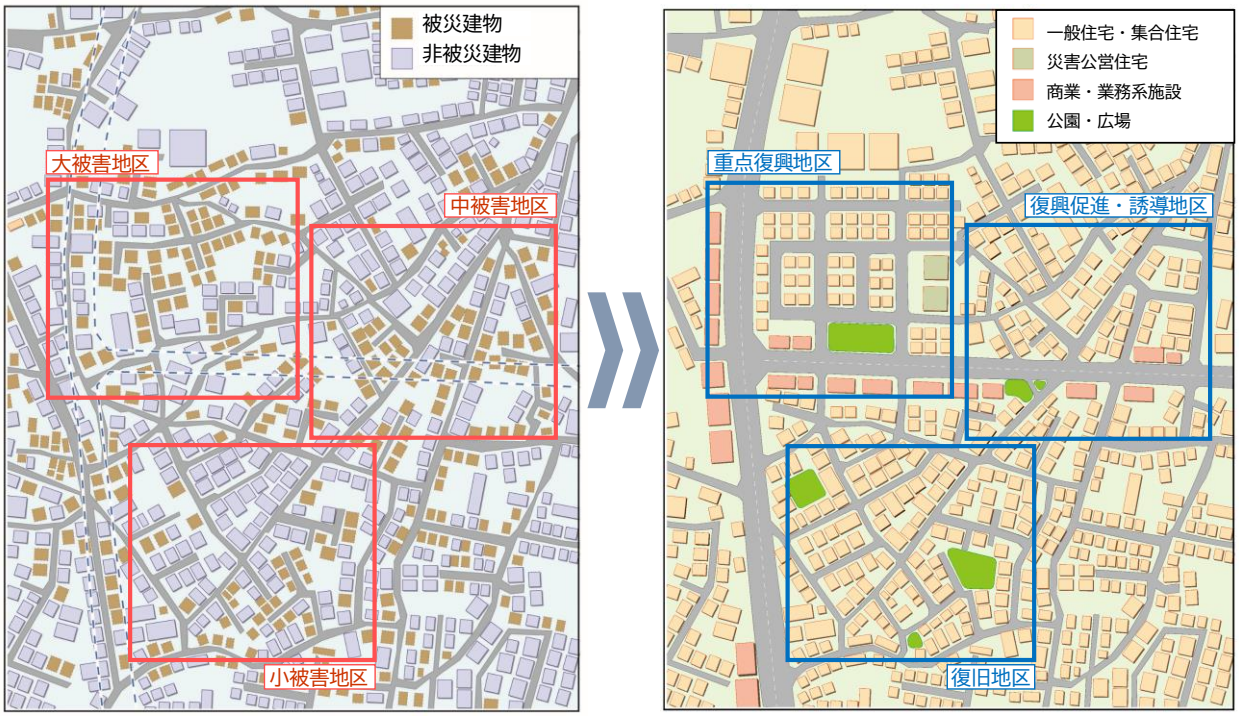
4 想定する復興パターン（本編 P45～54）

本市が広範囲にわたって被災した場合、被災の状況や都市基盤の整備の必要性等から、どの程度の復興事業を行うかを短期間で判断する必要性が生じます。

被災後にこうした判断を速やかに行うためには、復興の対象とする地区の考え方や、建物等の被害量、都市基盤の整備状況、上位計画における位置づけ等から、選定を行う際の考え方や基準を事前に検討しておくこと、また、その基準を市民・事業者等と共有しておくことが重要となります。

本市では、被災を受けた地区を対象として、復興地区区分を以下の３種類に区分します。

区分	復旧・復興の方向性	想定される復興手法
重点復興地区	・被害が大きく、基盤整備の必要性や災害リスク軽減の観点から、面整備によるまちの抜本的改善を行う地区 ・地区における既往のまちづくり計画を考慮して復興を進めるほか、土地区画整理等によってまちの抜本的改善を行う地区	・土地区画整理事業 ・市街地再開発事業 ・新たな都市基盤施設の整備
復興促進・誘導地区	・被害は中程度だが、基盤整備の必要性や災害リスク軽減の観点から、まちの部分的な改良を行い、自力再建を行う地区 ・地区における既往のまちづくり計画の有無や基盤整備状況等に応じて、部分的な市街地開発事業や都市施設の整備等を行いながら自力再建を促進・誘導する地区	・ミニ区画整理 ・建物共同化、共同建替え ・都市基盤施設の復旧・更新 （未整備地区では新たに整備）
復旧地区	・被害が軽微な地区や、基盤整備が整った地区で、自力再建を基本とする地区	・地区計画等による建築物更新の誘導 ※必要かつ可能な場合 ・ミニ区画整理 ・建物共同化、共同建替え ・都市基盤施設の復旧



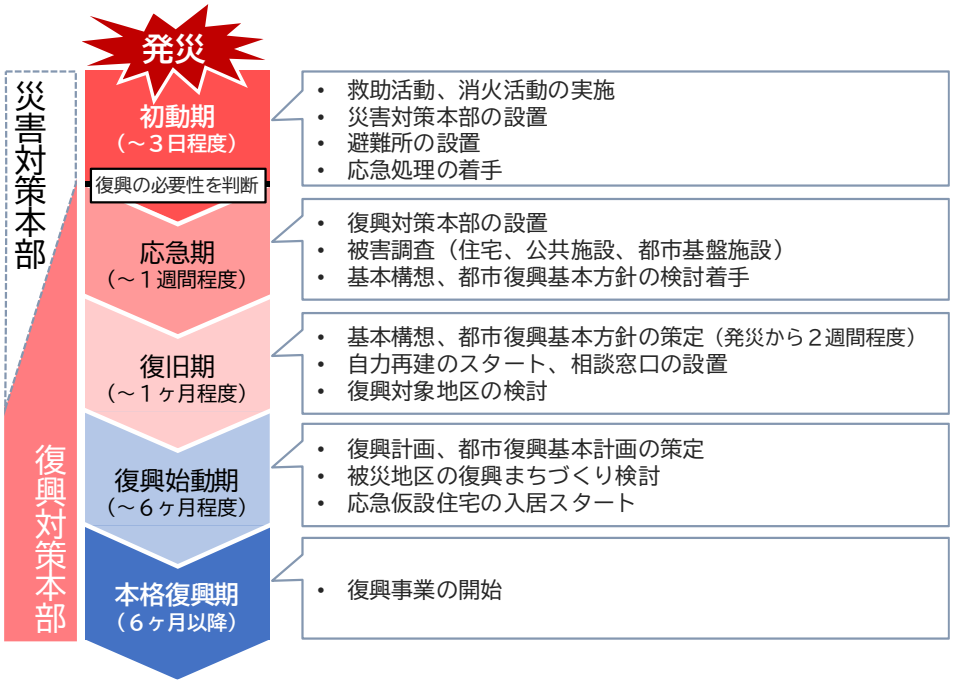
【市街地の復興イメージ】

5 想定される復興プロセスと復興体制（本編 P55～65）

●復興プロセス

発災直後から、応急、復旧、そして復興に至る段階のイメージは次図のとおりです。

地震等が発生しても、軽微な被害で留まるのあれば、応急・復旧までの対応で完了しますが、市街地が広範囲にわたって甚大な被害を受けるなど、復興の必要性が判断される場合は、初動対応が完了する「３日程度」の段階で、応急・復旧の作業と並行して復興を見据えた調査・検討、協議・調整を開始することになります。



※本図は復興に向けたプロセスを中心に示したものであり、応急・復旧対応については、必要に応じて、復興と並行しながら継続的に実施されます。
※本格復興期は、都市復興基本計画の策定を踏まえ、復興事業の具体的な内容や事業手法等の検討、関係者との調整を本格化する時期を想定しています。

●復興体制

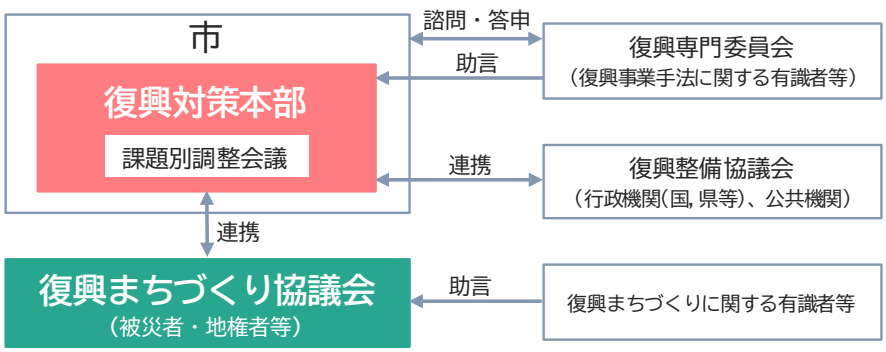
本市の復興は、「復興対策本部」が中心となって、様々な検討や調整を進めます。

復興対策本部は、必要に応じて、「復興専門委員会」、「課題別調整会議」、「復興整備協議会」を設置します。

また、被災地区で具体的な合意形成を図り、行政と一体となって復興まちづくりを進めるには、被災地区の住民が主体となって地域の復興の方向性を検討する体制を整えることが必要となります。

そのため、被災地区では地権者等を中心とする「復興まちづくり協議会」の設置を促します。

復興まちづくり協議会は、有識者等の助言を受けながら、土地利用や市街地整備のあり方について検討を行い、市と連携して復興まちづくりを推進します。



6 今後継続して実施する取組（本編 P67～70）

●今後の取組

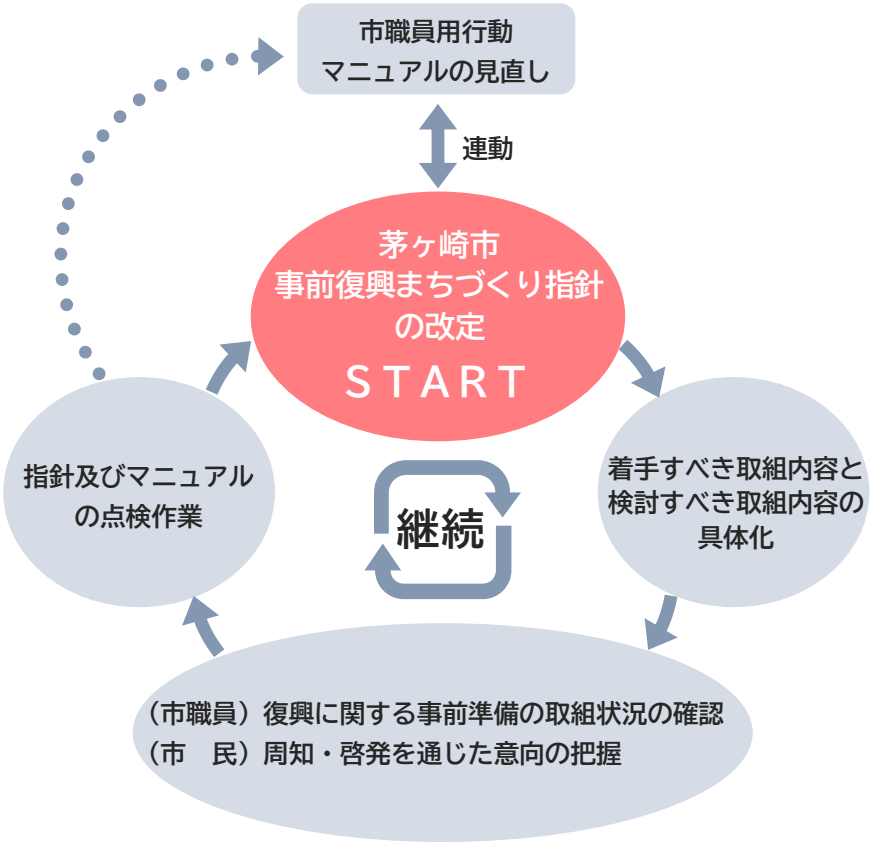
本指針は、現時点で想定される被害状況に対して復興まちづくりの方向性や事業内容を固めてしまうのではありません。事前復興の取組についても、取組内容を固めてしまうのではなく、以下の取組を継続しながら、取組の進捗に併せて、ブラッシュアップしていきます。

- ■ 市職員用行動マニュアルの継続的な見直し
- ■ 地域における事前復興の周知・啓発と意向把握

●指針の点検・見直し

本指針の点検・見直しは一定の時期・間隔で行うことはしませんが、以下のタイミングで見直しを行います。

- ■ 上位計画の改定やハザードマップの見直し等を踏まえた指針の見直し
- ■ 復興に関する事前準備の進捗や市民の意向等を踏まえた指針の見直し



【点検・見直しのサイクル】

お問い合わせ　茅ヶ崎市　都市部　都市政策課

住　所　〒２５３-８６８６　神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目１番１号

電　話　０４６７-８１-７１８１(直通)

ＦＡＸ　０４６７-５７-８３７７

メール　toshiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp